

感染症による出席停止について

以下の病名を診断された場合、学校保健安全法により主治医の許可がでるまで出席を停止いたします。

この処置は、お子様に十分な休養をあたえ早期に治癒させるため、他の児童への感染を防ぐためのものです。主治医の許可がでるから、登校させるようにしてください。

登校させる際には、裏面の「治癒証明書」に疾病が証明できるもの（例：薬の証明書のコピー等）を貼り、お子様に持たせてください。疾病が証明できるものをもって診断書に代えます。出席停止で休む場合は、欠席扱いにはなりません。

【参考：学校感染症とその出席停止期間】

種	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸等で出席停止の措置が必要と考えられるもの）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第六条第七項から第九項まで）に規定する新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症は、第一種の感染症とみなします。

